

**青梅市長等の給与に関する条例の特例に関する条例**

上記の議案を提出する。

令和2年5月15日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

市長、副市長および教育長の期末手当の額を減額したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市長等の給与に関する条例の特例に関する条例**

青梅市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第14号）第3条第3項の規定にかかわらず、令和2年6月1日を基準日とする期末手当の額にかかる同項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合には100分の232.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の186」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(青梅市病院事業管理者に支給する期末手当に関する取扱い)

2 この条例の規定は、青梅市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成16年条例第24号）第5条の規定により青梅市病院事業管理者に支給する令和2年6月1日を基準日とする期末手当の額については、適用しない。